

度会町立学校給食センター調理等業務委託に係る プロポーザル実施要領

1 趣旨

度会町（以下「町」という。）が学校給食を実施している学校給食センター（以下「給食センター」という。）の調理等業務を委託するに当たり契約の相手方となる事業者の選定をするため、以下のとおり公募型プロポーザルによる募集を行うものとする。

なお、本実施要領に併せて配布する次の資料も一体の資料とし、これらの全資料を含めて「実施要領等」とする。

仕様書：町が事業者に要求する具体的な業務仕様を示すもの

添付資料：本業務に関する添付資料

2 業務の概要

（１）事業名称

度会町立学校給食センター調理等業務

（２）対象施設

度会町立学校給食センター

（３）委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

（４）業務委託期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までの３年間

契約日の翌日から令和８年３月３１日までは、調理等業務を遅滞なく開始するための準備期間とし、この間の委託料の支払いは無いものとする。

なお、準備期間中に給食センターでの作業等を行う必要がある場合は、当該期間中の学校給食の供給等に支障がないことを確認のうえ行うものとする。

（５）受託者決定方式

公募型プロポーザル方式

（６）調理食数等

別紙仕様書のとおり

（７）委託料提案上限額

９２，６６４，０００円（税込）

なお、委託料は３年間の委託額の総額とし、上記金額に光熱水費は含まない。

（８）その他

契約額は見積金額に光熱水費を上乗せした金額とする。

（参考見込額：３３，８３４，０００円（税込））

3 参加資格

（１）参加資格

① 参加資格要件

参加は次の要件を満たしていること。

- ア 参加表明書の提出日において、度会町の入札参加資格者名簿に登録があること。
- イ 本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有しており、町が示す仕様書の業務を確実に遂行できる能力があること。
- ウ 文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省・厚生労働省が定める給食関係マニュアルその他関係通知等に基づく学校給食業務が可能であること。
- エ 受託事業者は三重県内又は近県に本社、支社、営業所又は事業所のいずれかを有する事業者で、履行場所に二時間以内で到着可能かつ即時対応の体制が確立されていること。
- オ 学校給食共同調理場施設での調理業務、または集団給食業務の受託実績を３年以上有していること。
- カ 過去３年以内に学校給食で食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。
- キ 学校給食の意義や特色を十分理解し、その円滑な実施に協力できること。

(２) 参加に関する留意事項

① 実施要領等の承諾

参加事業者は、参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

② 費用の負担

選定に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。

③ 提出書類の取り扱い

提出された書類については、追加修正を認めない。また、返却しない。

④ 資料の取り扱い

町が提示する資料は、選定に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、町の下承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

⑤ 失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 一の事業者が複数の提案を行った場合
- イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ウ 著しく信義に反する行為があった場合

⑥ その他

- ア 町が提示する資料及び回答書は、本要領等と一体のものと

して、同等の効力を有するものとする。

イ ここに定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、事業者に通知する。

4 選定にかかるスケジュール

受託事業者は、プロポーザル方式で選定する。

実施スケジュールは、以下のとおりとする。ただし、受付等は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には行わない。

公表	7月25日（金）
質問の受付期限	8月8日（金）午後5時まで
質問の回答	8月22日（金）午後5時まで
参加表明書等書類の提出期限	9月5日（金）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	9月17日（水）※予定
結果通知	9月下旬
委託業務開始準備	決定後から令和8年3月31日
委託による給食開始	令和8年4月

5 質問の受付・回答

本実施要領等の内容に関する質問は、次のとおり受け付け、また回答は期日までに度会町ホームページにて回答する。

（1）質問の提出方法

質問書（様式は任意）に内容を簡潔にまとめて記載し、EメールまたはFAXにより提出すること。

（2）受付期限 令和7年8月8日（金）午後5時まで

（3）回答期日 令和7年8月22日（金）

（4）提出先 度会町教育委員会事務局

電話：0596-62-2422

FAX：0596-62-1647

mail: kyoitown.watarai.lg.jp

6 書類の提出

次に基づいて提出等すること。

（1）提出期限

令和7年9月5日（金）午後5時まで

(2) 提出書類

提出書類	部数
参加表明書（様式第1）	正本1
会社等の概要調査票（様式第2）	正本1 副本7
直近の決算書（貸借対照表及び損益計算書を含む）	正本1 副本7
会社概要書（パンフレット等）	正本1 副本7
食中毒等の事故発生の場合の損害賠償責任保険加入状況（様式第3）	正本1 副本7
企画提案書（様式第4の1～6）	正本1 副本7
食品衛生法による行政処分がないことの証明（任意様式）	正本1
納税証明書	正本1

(3) 提出先

度会町教育委員会事務局

（三重県度会郡度会町棚橋1215-1）

(4) 提出方法

① 直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めない。

② 提案書の書式

（i）A4判用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けること。

（ii）提案書（様式第4号関係）の枚数は20枚以内とする。

③ 無効（失格）となる提案書

（i）提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

（ii）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

（iii）虚偽の内容が記載されているもの

④ 見積書

（i）見積金額欄は、各年度に要する見積額を記載すること。

（ii）仕様書に基づき作成すること。

（iii）見積書に記載する委託料の額は、光熱水費を含まない

7 プレゼンテーション及びヒアリング審査

提案書内容に基づいた、プレゼンテーション及びヒアリング審査を以下のとおり実施する。

(1) 実施日時 9月17日（水）（時間等詳細は別途通知）

(2) 審査場所 三重県度会郡度会町棚橋1215-1

度会町役場 2階 大会議室

- (3) 実施時間 40分程度（プレゼンテーション20分程度、ヒアリング20分程度）
- (4) 出席者 4名以内
- (5) 準備品 パソコン等を使用する場合は、各自で準備すること。
プロジェクター・スクリーンが必要な場合は事前に連絡をすること。

8 審査方法

(1) 審査委員会の設置

度会町立学校給食センター調理等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が最優秀提案の選定審査を実施する。

(2) 審査方法

- ① プロポーザル方式により選定する。
- ② 書類審査及びヒアリング審査の実施。

審査委員会は書類審査及びヒアリング審査を行うこととし、別に定める受託事業者選定審査基準に基づき採点し、総合得点の最も高い提案書を選定する。

ア 提案内容の基礎審査

審査委員会は、提案書類等に記載された内容が、次の(i)から(iii)までの項目を満たしていることを確認する。

- (i) 提案書全体について、同一項目に対する2通り以上の提案又は提案事項間のそごや矛盾がないこと。
- (ii) 提案書全体について、様式集に従った構成となっていること。
- (iii) 当該提案は、各様式に示す提案の項目内容が仕様書を満たしていること。

イ 提案書の選定方法

審査委員会は、提案書に記載された内容等を評価し、各委員の得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

③ 優先交渉権者の決定

町は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

④ 選定結果は参加事業者全てに通知する。

⑤ 契約の締結

町は、優先交渉権者と契約締結交渉を行う。当該交渉が不調のときは、得点の高い事業者の順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

⑥ 審査の結果、適切な候補事業者がいなく、再公募することができる。

(3) 事務局

選定の事務を行う事務局は、次のとおりとする。

〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215-1

度会町教育委員会事務局 学校教育係

(電話：0596-62-2422 FAX：0596-62-1647)